平成２３年（フ）第８４３５号
大阪府東大阪市森河内西１丁目10番８―203号
債務者　竹之内　勝
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４３９号
大阪府摂津市正雀２丁目４番７号
債務者　富士持年子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４４０号
大阪市天王寺区生玉寺町７番54―1006号
債務者　大村　友子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４４１号
大阪市住吉区我孫子西２丁目11番19号　宮端ビル306号
債務者　松村　優子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４４５号
大阪府高槻市登町21番Ｂ36―402号、住民票上の住所大阪府高槻市大塚町２丁目２番１号
債務者　弦本　　忍
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２号
愛媛県八幡浜市保内町川之石２番耕地51番地１
債務者　山口　和代
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第４７６号
長崎県長崎市高平町12番28号
債務者　渡邊　龍一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
長崎県長崎市高平町12番28号
債務者　渡邊　昭子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
長崎県長崎市高平町12番28号
債務者　渡邊美代子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
長崎県長崎市界１丁目８番26―301号
債務者　阿部久美子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
長崎県長崎市畝刈町1613番地52　フォーレス秀101、旧住所長崎県北松浦郡佐々町石木場免352番地１
債務者　竹内　　元
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６４号
札幌市東区北39条東10丁目２番１―106号
債務者　野村　初江（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４４号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番38号　田畑ハイツ201号
債務者　永井　瑞枝
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７２号
札幌市豊平区豊平７条７丁目１番３―102号
債務者　佐々木勉敏
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１９２号
札幌市北区百合が原６丁目２番４―103号
債務者　東倉　俊介
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１９５号
札幌市豊平区美園８条１丁目２番１―205号
債務者　川上　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７１号
札幌市東区北28条東９丁目２番13号　ハイツ28―302号
債務者　田宮　英昭
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９５号
札幌市東区北37条東27丁目４番５―101号
債務者　池田恵理子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部